

## 要検討事項

## 1. 2029年10月からの会員選考における外国籍の方の取扱い

## 【前回の分科会における意見概要】

- 2029年10月からの会員選考より、外国籍の方を会員に選考することを可能にする。
- 外国籍会員の要件としては、例えば一定の日本居住年数がある等とすることが考えられるのではないか。  
(参照) SPRING (次世代研究者挑戦的研究プログラム) の研究奨励費の支援対象者

## 【ご検討いただきたい事項】

- 外国籍の方が会員候補者となる要件をどうするか。  
(例)
    - ① 一定の日本居住年数がある。
    - ② 一定の日本のアカデミアにおける活動年数がある。
    - ③ 一定の日本語能力を有する。
  - 外国籍会員の人数上限を定めるか。
  - 外国籍会員の役員への就任を可能とするか。
- ※安全保障、研究インテグリティ等に取り組む際には、リスク管理の観点から適切な体制整備が重要。

## 2. 第27期における外国籍の方の活用

## 【前回の分科会における意見概要】

- 第27期より、連携会員（特任を含む）について外国籍の方を選考することを可能にする。
- 海外在住の方の知見をいただく方策として、外国人アドバイザー制度を活用する。

**【ご検討いただきたい事項】**

- 外国籍の連携会員の要件をどうするか。会員と同じとするか、もっと緩和するか。

**3. 2029年10月からの会員選考**

**【前回の分科会における意見概要】**

- 会員選考において若手アカデミーにおける活動を参考にしてはどうか。
- 新たに制定予定の「日本学術会議憲章」の趣旨にのっとり活動することを選考の観点として取り入れてはどうか。
- 候補者の推薦に当たり、分科会への参加等、責任を持って活動することをきちんと説明するよう徹底すべき。